

青森市RTK-GNSS基地局運営要領

(趣旨)

第1条 市が提供するRTK-GNSS基地局高精度位置測位情報（以下、位置測位情報）を利用する場合、利用を希望する者は以下の全ての条項に同意されることを条件に、利用を承諾する。また、位置測位情報の利用を希望する者は、この運営要領（以下、本要領）に同意のうえ、利用届を行うものとする。

(利用届)

第2条 位置測位情報の利用を希望する者は「青森市RTK-GNSS基地局高精度位置測位情報利用届」（第1号様式）に必要事項を記入のうえ、市長へ提出するものとする。

(利用承認)

第3条 市は、届出された内容を精査し適切と認められる場合に「青森市RTK-GNSS基地局高精度位置測位情報利用承認書」（第2号様式）にて位置測位情報の利用を承認し、位置測位情報の受信に必要な情報を利用者へ交付するものとする。

(動作保証)

第4条 位置測位情報の発信及び受信に関する動作は完全性、確実性を保証するものではなく、動作の必要条件を満たす場合でも、利用者の利用環境において動作することを保証しない。また、不定期のメンテナンスなどで利用できない場合がある。

(利用者及び利用できる地域)

第5条 位置測位情報の利用は、市の位置測位情報の利用可能範囲内で農地を耕作している農業者、現に農業を営む法人、農業者の組織する団体、その他市長が認める者を対象とする。

(費用負担)

第6条 位置測位情報の利用は無償とする。

(免責)

第7条 市は、位置測位情報の利用または利用不能によって生じるあらゆる直接的・間接的損害に関して、一切の責任を負わないものとする。また、位置測位情報の恒久的なアップデート及び不具合の修正に関する義務を負わないものとする。

(禁止事項)

第8条 利用者が、第三者に対して位置測位情報の接続に必要な情報を開示することを禁止する。

(サポート)

第9条 市は位置測位情報に関する導入法、運用法等へのサポート及び障害・不具合への一切の責任を負わず、利用者の責任とする。

(本要領の変更)

第10条 市は、利用者の事前の承諾を得ることなく、本要領を随時変更できるものとする。また、変更した内容について、利用者へ公表するものとする。

(その他)

第11条 市は、位置測位情報の仕様等の内容について、予告無く変更する場合がある。

附 則

この要領は、令和6年 3月28日から施行する。

この要領は、令和7年 4月 1日から施行する。